

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【公開番号】特開2013-176493(P2013-176493A)

【公開日】平成25年9月9日(2013.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2013-049

【出願番号】特願2012-42778(P2012-42778)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月29日(2013.10.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技動作を行う遊技装置と、この遊技装置を収納する筐体と、この筐体の前面の開口を塞ぐ前扉とを備えている遊技機であって、

前記前扉における一方の側縁部分において上下二箇所で前記筐体に前記前扉を回動可能に連結するヒンジと、

表示窓を有して前記前扉の上部に取り付けられる取付ベース体と、

遊技の状況に応じた演出動作を行う演出装置と、

外部から前記表示窓を通じて演出動作を視認できるように前記演出装置を内部に収納して、前記取付ベース体に取り付けられる演出装置収納箱と、

前記演出装置の動作を制御する制御回路が形成されている制御基板と、

前記制御基板を内部に収納して、前記演出装置収納箱の後面の一部が露出するよう、前記演出装置収納箱の後面側に重ねて結合される基板収納箱と、を備え、

前記ヒンジのうち上方部分には、前記前扉に固定されて前記演出装置収納箱の前記後面の一部に重なるように近接する板状部材が設けられていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

(請求項1)

請求項1に記載の発明は、次の点を特徴とする。

すなわち、請求項1に記載の発明は、遊技動作を行う遊技装置(9E)と、この遊技装置(9E)を収納する筐体(2)と、この筐体(2)の前面の開口を塞ぐ前扉(3)とを備えている遊技機(1)であって、前記前扉(3)における一方の側縁部分において上下二箇所で前記筐体(2)に前記前扉(3)を回動可能に連結するヒンジと、表示窓(4E)を有して前記前扉(3)の上部に取り付けられる取付ベース体(22)と、遊技の状況に応じた演出動作を行う演出装置(9C)と、外部から前記表示窓(4E)を通じて演出動作を視認できるように前記演出装置(9C)

を内部に収納して、前記取付ベース体(22)に取り付けられる演出装置収納箱(22C)と、前記演出装置(9C)の動作を制御する制御回路が形成されている制御基板(9K)と、前記制御基板(9K)を内部に収納して、前記演出装置収納箱(22C)の後面の一部が露出するように、前記演出装置収納箱(22C)の後面側に重ねて結合される基板収納箱(22B)と、を備え、前記ヒンジ(8)のうち上方部分には、前記前扉(3)に固定されて前記演出装置収納箱(22C)の前記前面の一部に重なるように近接する板状部材が設けられている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

(請求項1の効果)

以上のように構成されている本発明は、以下に記載されるような効果を奏する。

すなわち、請求項1に記載の発明によれば、制御基板を基板収納箱内に収納するとともに、演出装置を演出装置収納箱内に収納した状態で、基板ケースを取付ベース体に接合することで、演出装置を取付ベース体に固定することができるので、これにより、演出装置とその制御基板を収納した基板ケースとが一体化され、前述したように、遊技機の外観と演出動作との齟齬をさせることなく、他の機種と判別を容易にすることができます。

また、前扉に配置された二つのヒンジのうち、一方のヒンジを取り付ベース体に結合し、このヒンジを介して取付ベース体を筐体に連結することによって、基板ケースが取付ベース体及びヒンジを介して筐体に連結されるようにしたので、前扉の荷重を取り付ベース体にも加わるようになり、取付ベース体は、充分な強度と剛性とが確保されたものとなる。

ここで、制御基板を収納した基板ケースが取付ベース体に接合されていることから、制御基板を遊技機から取り外すためには、取付ベース体を筐体から分離しなければならないが、前述したように、取付ベース体は、充分な強度と剛性とが確保されているうえ、ヒンジを介して筐体に結合されているので、前扉を閉鎖した状態では、取付ベース体を筐体から短時間で取り外すことができず、このため、制御基板を不正に奪取することもできず、奪取された制御基板による不正行為も防止され、従って、不正行為の防止を十分に図ることができ、これにより、前記目的が達成される。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

また、取付ベース体22は、図5の如く、二つの二軸ヒンジ8のうち、上方に配置された二軸ヒンジ8の扉側部8Aが図5中右上の角隅部22Aに、図6に示すように、ネジ24の接合によって結合されたものとなっている。

ここで、前扉3における二軸ヒンジ8の扉側部8Aが結合された二つの結合部分にうち、

上方の二軸ヒンジ8の扉側部8Aが結合された部分は、取付ベース体22となっている。

このため、取付ベース体22は、前扉3の荷重の一部分を負担するものであり、前扉3の荷重の一部分を負担するために、充分な強度と剛性とが確保されたものとなっている。